<物 件>

溶出試験振とう機　仕様書

1	物件名称	溶出試験振とう機
2	品質・形状・寸法又は型式	別紙詳細仕様書　記載
3	グリーン物品の指定	指定しない
4	数　量（単価契約の場合は予定数量）	1台
5	納入期限	平成26年9月30日　まで
6	納入場所	横須賀市日の出町2丁目14番地　横須賀市健康安全科学センター　3F
7	特記事項	・日本製であること ・修理が国内対応であること ・取扱説明書が日本語で記載してあること ・機器のメーカー保証期間は納入から1年以上あること ・本体電源は100V仕様とすること ・電源接続等据え付けは供給者が行うこと、また付属品等を取り付け、 　最高振とう速度の負荷運転により本体が移動しない等の動作確認を行うこと ・据え付け時にメーカーによる取り扱い説明を行うこと ・本件は、運搬・搬入・据付費用を含む ・納入時期は、別途協議する
8	契約方法	総価契約
9	支払方法	納入後、一括払い
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連 絡 先	横須賀市健康安全科学センター　理化学検査係　尾崎良幸 046－822－4057

指示事項	
グリーン物品	上記で指定がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品を選定し、納品すること。 方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照してください。

別紙　詳細仕様書

<table>
<tr><td colspan="3">昭和48年環境庁告示13号（平成25年2月一部改正）の試験法に適合する振とう機のうち次の仕様を満たすもの</td></tr>
<tr><td rowspan="11">仕様</td><td>寸法</td><td>横740mm 奥行490mm 高さ480mm 以内</td></tr>
<tr><td>電源</td><td>100V ,5A以下</td></tr>
<tr><td>振とう方法</td><td>往復振とう(水平振とうとする）</td></tr>
<tr><td>振とう速度</td><td>次の範囲で可変設定可能であること
80～250r/min</td></tr>
<tr><td>振とう幅</td><td>40～50mm</td></tr>
<tr><td>許容負荷質量</td><td>10kg以上（振とう台含まず）</td></tr>
<tr><td>振とう速度表示</td><td>デジタル表示であること</td></tr>
<tr><td>開始時間タイマー</td><td>運転開始まで12時間可変でタイマー設定ができるもの</td></tr>
<tr><td>運転時間タイマー</td><td>運転時間を12時間可変でタイマー設定ができるもの</td></tr>
<tr><td>容器架数</td><td>5Lポリ瓶を横倒しで2本固定可能であるもの
また、1Lポリ瓶を縦おきで10本固定可能であるもの</td></tr>
<tr><td>付属品、追加容器押さえ棒等</td><td>標準付属品等（容器押さえ棒）、及び追加押さえ棒（5Lポリ瓶2本を横倒しで固定できること。また1Lポリ瓶10本を縦置きで固定できること。標準付属品で足りなければ押さえ棒を追加すること。標準付属品で固定可能であれば追加しなくてよい）</td></tr>
</table>

参考物品

メーカー名	タイテック株式会社	品番	数量	宮本理研工業株式会社	品番	数量
品名	溶出試験振とう機	TS-10	1台	溶出振盪試験装置	MW-YS	1台
	追加容器押さえ棒	-	1式	追加容器押さえ棒	-	1式

上記仕様に基づき、参考物品として指定した機種（2メーカーの機種のうち、1メーカーの機種を選択）以外の物品を納品しようとするときは、質問の期限までに下記の書類をファックス（FAX番号046-828-3839)で送信し承認を得ること。承認されない場合は、参考物品以外での納品はできない。

＊当該物品の製造元及び品番

＊当該物品のカタログ等の写し（仕様が明示された箇所のみ）

購入物件内訳書

（税抜き）

No.	物件名	品質・形状・寸法 又は型式	グリーン 物品指定 の有無	単位	数　量	単　価 （円）	金　　額 （円）
1	溶出試験振とう機本体		無	台	1		
2	追加容器押さえ棒		無	式	1		
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

※単価、金額欄は、契約者が記入する。